

地方行政委員會議錄第三十号

昭和三十年六月二十八日(火曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 池田 清志君 理事 龜山 孝一君

理事 吉井 喜實君 理事 前尾 繁三郎君

理事 加賀田 進君 理事 門司 亮君

川崎 末五郎君 額 彌三君

渡海 元三郎君 徳田 與吉郎君

丹羽 兵助君 長谷川 四郎君

三田 武夫君 青木 正君

磯 弘吉君 山崎 磯君

吉田 重延君 川村 繼義君

北山 愛郎君 五島 虎雄君

中井 徳次郎君 西村 彰一君

出席政府委員

警察局長官 齋藤 昇君

警視長(警察 中川 董治君)

庁別事務局長 吉岡 千代三君

通商産業事務官 (輕工業局長)

委員外の出席者

国家消防本部長 滝野 好曉君

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

六月二十七日

委員三田村武夫君及び赤松勇君辭任につき、その補欠として三田村武夫君が議長の指名及び勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員櫻内義雄君辭任につき、その補欠として三田村武夫君が議長の指名で委員に選任された。

六月二十七日

地方自治法の一部改正反対に関する請願(田子二民君紹介)(第二六七七号)

同(外二件)(椎名隆君紹介)(第二六七八号)

同(千葉三郎君紹介)(第二六七九号)

同(山本猛夫君紹介)(第二七八〇号)

同(大村清一君紹介)(第二七八一号)

同(阿左美廣治君紹介)(第二七八二号)

同(クリーニング業に対する事業税軽減に関する請願(平岡忠次郎君紹介)(第二七八三号)

同(千葉三郎君紹介)(第二七八四号)

同(山本猛夫君紹介)(第二七八五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

銃砲刀剣類所持取締令等の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)(參議院送付)

風俗営業取締法の一部を改正する法律案(眞鍋儀十君提出、衆法第二三三号)

消防に関する件

○大矢委員長 これより會議を開きます。

まず銃砲刀剣類所持取締令等の一部を改正する法律案を議題といたします。本案については昨日一応質疑を終

了いたしておりますので、本日はこれより本案について討論採決に移ります。その前に昨日委員の質問中、通商産業省より答弁を保留せられておりました部分がありますので、その答弁をお願いいたします。

○吉岡政府委員 通産省の輕工業局長でございます。昨日本委員会におきまして、今回の法律改正によって飛び出しナイフ等の生産業者の受ける影響にかんがみ、その対策等について具體的にどういう措置を考えておるかという趣旨のお尋ねがあったように拝承いたしましたので、その点についてお答えを申し上げます。

現在飛び出しナイフ等を作っております工場は、全部岐阜県の関市にあるわけでございまして、飛び出しナイフの専業工場が六、ポケット・ナイフ等と兼業しております工場が約百工場ございまして、それで結局飛び出しナイフ等を従来主としてやっておりました工場は、今後輸出向けないしはポケット・ナイフ等に転業を指導することが適當であろうというふうに考えております。現在ポケット・ナイフにつきましては、生産額の約六割を輸出しております。飛び出しナイフにつきましては生産数量におきましては約二割、金額におきましては約一割程度を輸出いたしておるわけであります。そこで、どの程度の影響があるかということ、一応名古屋通産局を通じて調べましたところでは、飛び出しナイフにつきましては、現在メーカーの在庫、仕

掛り、並びに地元卸商の在庫等を含めまして約八百万円のものがございまして、そこでこの法律の施行に伴いましてどの程度減額が生ずるかという点につきましては、警察庁の方におきまして、この施行までに約三カ月の猶予を置いていただくという御配慮を願っておるわけであります。現在のところ的確に予想したいわけでありませんが、一応現在の金額としてはその程度になっております。

それからあいにくにつきましては、これは運用上ある程度のものは除外していただくようなことも伺っておりますので、この方は比較的金額は少いように考えております。そこで結局これらの業者は従来の製品、仕掛り品等が輸出に振り向けられる間のつなぎの金融の問題、ないしはポケット・ナイフに転向いたします場合の転業資金等の調達について考慮を払うことが最も必要であろう、こう考えておりますので、この点につきましては中小企業庁とも打ち合せいたしまして、商工組合中央金庫並びに中小企業金融公庫の責任者に口頭でもって申し入れをしておりまして、具体的にこの法律が成立いたしました場合には、これらの転業資金等について、特に配慮してもらいたいというところを申し入れたしております。

以上御説明申し上げます。

○大矢委員長 ただいまの答弁について御質疑がございませんか。

○門司委員 中井委員からきのう今の御答弁のようなことを大体要求したわけですが、中井君のお考えについて、もう一度念を押しておきたいと思つて、ただいまのは私も全部聞いておりませんが、関係者、当局との話し合いでというふうなお話でございしますが、これは融資の問題になると大蔵省の関係も出てくるでしょうし、いろいろ問題が出てくると思つておりますが、政府内部の意見は一致しておりますか。そういうふうな解釈しておいてよろしいですか。話し合いは一致したのだけれども、どうもどこがつかえたとか、ここが工合が悪かったというのでは困ると思つて、あまり業者に大きな希望を持たせることもよくないと思つて、一つ率直に実現できることを言っておいていただいた方が、この場合はいいと思つていますが、その辺のことはどうなんですか。

○吉岡政府委員 融資の方法といたしましては、やはりなるべく組合でまともてこれを受けられるのが適當ではな

かろうかと、こう考えております。そこで現在商工中金につきましてはきわめて最近のようであります。関のやはり輸出刃物の関係の組合と取引関係ができておるといふように聞いておりますので、その点はすでにながりはできておる。それから金融公庫の方は従来のところ、関のやという刃物関係の人とは取引はないやうであります。岐阜市の十六銀行であります。これに對して代理店の契約をしておるので、具体的に実情によつて必要があればできるだけ好意的に考慮する、こういうことでございます。もちろん金融関係のことでございますから、一応の金融ベースに乗るといふことは条件として必要かと存じますが、しかし業態からいたしまして、ただいま申し上げましたように、ボケット・ナイフとしては生産額の半額以上が輸出に向いておる、また飛び出しナイフにつきましては、二割のものが輸出に出ておるといふことでございますので、その辺の關係はそう困難ではないと考えております。なお具体的にこれらの金融公庫、商工中金等の貸し出しにつきましては、これは通産省においてそういう指示をいたしますれば、特に大蔵省等との協議を要するといふふうな關係はございませんので、その点はさう御了承を願います。

○門司委員 これは警察側に聞いておきたいと思ひますが、所持を禁止するといふ法律で、警察の意見からいへば、所持を禁止しておるのだから、いかなるものを持つておつてもけしからぬ、こういうことで、製造と販売の方にもいくといふことであります。販売店にも相当とまったものがあるでしょ

うし、製造しておるところにも半製品を別としても多少あると思ひますが、これらの処分はどうなさるのですか。まとめて廃棄処分されるのか、業者の任意にまかされるのか、どつちですか。

○中川(重)政府委員 現在さういふ点は輸出に向けるべきものは向けるやうに、さういふたあつせんをし、それからどうしても輸出に向かぬやうなものにつきましては、改造その他の処置が必要といふことにならうかと思ひます。さういふ点は施行までの猶予期間が三カ月ありますので、その間によく關係の方に連絡したい、こう思つております。

○門司委員 連絡したいといふのではなく、猶予期間が置いてあるからといひますが、猶予期間が置いてあるからといひても、この猶予期間もはつきり日が切つておるわけではないので、三カ月なら三カ月以内といふことは、結局できるだけすみやかにといふうな趣旨だろつと思ふ。従つて所持を禁止する以上はどこにあつても悪い、昨日の答弁ではたんのすの中にあつても悪いといふことである。従つて処置としては当然まとめて廃棄処分にするかどうか、明確なことにしておかぬと、結局所持は禁止したが、しかしそれをどこに持つていつてもわからぬからといふやうなことで、一体どう始末するかいろいろ問題になると思ふ。その間に話し合つて半製品のもののは作り変えとかいふのですが、これは業者ですらからさう世話をやかないでも適当にやると思ふ。やると思ふが、でき上つたものについての処置を、もし政府が昨日のやうな御答弁であるとするとおれば、はつきりとした処置をとつてお

ぬと、これは所持者がふえてきて犯罪を犯す者が必然的に出てくると思ふ、犯罪を防止しようと思ふなら、現在あるものをまとめて廃棄処分にするなり、あるいは輸出があるなら輸出の方に向けるなり、何とかはつきりした処置をとつてやらぬと、犯罪をしらえる原因を作るやうなものだと思ふ。それについては今の御答弁のやうなものだけでは納得するわけにいきませんから、まとめて廃棄処分にするとか何とかはつきりした方法がありますかどうか、伺いたい。

○中川(重)政府委員 お説ごもつともして、現在すでにあるものにつきましては、輸出に向くべきものについては輸出業者に売り渡すやうに指導いたします。それ以外の面につきましては合法的なナイフになるやうに改造するやうによく趣旨を伝えたい、こう思ひます。改造といふのは、たとえばスプリングを取りはずせば合法的になりま

すので、スプリングをはずすことをよく持つておる人たちに指導したい、こう思つております。

○門司委員 そうするとその廃棄処分、さういふものがきまるまでは、所持しておつてもいいという結果になるのですが、それは差しつかえないですか。

○中川(重)政府委員 ただいま私が申しましたやうな事柄を施行の期日までによく指導いたして、施行の期日以降は持つておつては差しつかえる。持つておつては困る、こういうことになり

ます。

○三田村委員 昨日中井委員の質疑の中にありましたことですが、通産当局にあらためてこの機会にお伺ひしてお

たいと思ひます。これは今お述べになりました通りこの法案の対象になる業者は岐阜県の関市だけであり、私はその岐阜県の関市を選挙区にしておりますので、きのうもはつきり申し上げたのでありますが、業者の立場を十分考慮してお母ね申し上げるのであります。もとよりこの立法の目的については私も承するにやぶさかではありせん。しかしながらきのうの中井委員の御発言の中にもありました通り、今までこの業に従事しておりました業者は、善良な立場において生業に安んじておつたものでありまして、このナイフを作るやうなものはあいくちを作るやうな、それ自体直ちに警察当局の取締りの対象になるという概念は持つていなかったものであります。つまり憲法二十二条にいわゆる職業選択の自由によつて業に安んじておつた建中でありまして、これが一片の警察立法という言葉に語弊があるかもしれませんが、警察の取締りの必要上一つの法律が制定され、その法律の影響によつて生業を奪われるといふ事態がここに出現いたしますならば、政府合一体の責任とでも申しますか、その観点に立つて当然通産当局もこれに対する対策なり救済なりの措置をお考えにならなければならぬ問題だろつと思ふのであります。昨日通産省の政府委員のお話しも伺ひました。これは私直重ね警察当局にも伺つたのでありますが、その事

前の協議ないしは連絡を十分おとりになつておつたかどうかという点であります。きのうの政府委員のお話しによりますと、なるほど警察庁からの合議を受けた。これに對して通産当局としては制限はできるだけ狭めてほしい、

やむを得ない程度にとどめてほしいという意見を申し述べておいたというお話しでありました。それは通産当局として当然の処置であり、お考えであらうかと思ひますが、出て参りました法案を通過いたしますと、実質的には少くとも全面的禁止になつております。今飛び出しナイフのお話しが中川刑事部長のお話しにありました。業者の立場からいいますと、なかなかできじつて改造するなんといふことは困難であります。さういふ立場から考えてみまして、きのうの中井委員の御発言の通り、これは業者自身に何の過失も責任もない事態の出現でありますから、一方警察当局も取締り上の必要から、さういふ法律が制定され、それによつて善良な業者が生業を奪われ、生活の困窮を來すといふ事態が出現するならば、当然それに対する十分な御処置なり救済なりがあつてしかるべきものであります。その点あいまにしておきますと、むしろこれを申し上げるやうであります。この民主政治といふものに一番大切な政府に対する信頼性が失われる。関市の業者は一握りかもしれませんが、一握りの善良な業者に与える影響は、産業経済あるいは日常の業務に善意で従事しておる者全体に影響することをわれわれはおそれるのであります。さういふ立場から、通産省の政府委員の御説明にありました八百万円あるいは一千万円かどうかかわかりませんが、少くともこの法律の施行によつて、直ちにストップを命ぜられ、廃棄ないしは契約解除、ことごとく商品としての価値を失うものに対する当局の対策は、十分お

考えを願いたいと思います。これはあらからじめ御処置なさっておりますか。法の権威を保つ上においても、政府の威信を保つ上においても、かくのごとき善良な業者に対しての処置はお考え願いたい。昨日中川政府委員から麻薬取締り云々の例が引かれたが、それは根本的に性質を異にいたします。これは通産当局御承知の通り、関市の業者は、いわゆる関の孫六以来七百年の伝統を持つ刀都と呼ばれて参りました伝統の業者であります。今までの何らの顧念も持っていなかったことを、政官に御記憶願います。それに対し、警察立法で生業を奪うことは、容易ならぬ事態でありますから、簡単に事務的にお考えにならないで、どのように処置をされるか。今の同僚委員の御意見、質疑の中にもありました。ただ施行期間が三ヶ月あるから、その間に改造を命ずる処置をするとか、輸出のあつせんをするとかいう当局の御好意はわかりますが、当局の御好意だけで業者は救われるものではありません。今まで対策が具体的に考えておられなければそれでよい。これからどうするかということ、ここにはつきり御開陳願いたいのであります。

○古岡政府委員 たいだいま御指摘のありました点は、まことに私ももつともであると思います。もちろんこの法案の立案なり、提案については、警察庁から十分の御連絡を受けて、御協議を申し上げました。それに関連して、地元関の市長、商工会議所、組合等の意見を伺いまして、その際に要望がございました。輸出品等は、これは当然であります。従来通りこれを認めることにし、四十五度ま

での飛び出しは認めさせる。それから、在庫の関係から実施の期日はなるべく延期してもらいたい。御要望としては本年末までということでございますが、警察庁といろいろ話し合いました。あまり長くすること、この法律制定の趣旨からいってかどうかと、三ヶ月という最大限でお願いしたわけでございます。なお参議院においてもいろいろ御意見等もございまして、五・五センチ以下のものは適用を除外する。またあいくちについては、実際上の運用方針としても、これは現実に危険度の低いものは、解釈上これを除外することを考慮するといふようなお話がございましたが、警察庁としては可能な限りは、そういう業者の不測の損害という点について御考慮をいただいたものと了解しております。ただこれについては、本来法律上補償の必要があるのではないかと、いふような意見もございまして、これについては法制局に前例なり、法の解釈等をいろいろたしただしたのでございますが、これについては、輸出用その他に道も開かれておるし、前例等から見ても、これは遺憾ながら補償の対象にならないということでございます。この点はあるいは不十分にとどまったかと思ひます。しかし幸いに相当量の輸出も期待せられるわけでありまして、またポケット・ナイフ等は、先ほど申しましたようにむしろ輸出を主体としているという現状であります。ただいま御指摘のように、ある意味においては関市に集中しているといふことが、地元としてもこれについて重大な関心を持って親切な御指導が期待できるんじゃないやな

か、こういうことも考えられますので、今後におきましては、御指摘の趣旨を十分に含みまして、できる限りの措置をとりたい、かように考えている次第でございます。

○三田村委員 局長十分御存じと思いますが、関市の業者は、非常に紳士的でありまして、抗議的な要求とか、あるいは近ごろはやりのデモ、陳情とかいうものは一切やっておらぬのであります。非常に紳士的で、この問題を切実に訴えているのであります。この点も一つぜひお含み願ひたいと思ひます。なるほど先例云々というお話もありましたが、昨日の中井委員のお話もありました通り、これは先例とはケースが違ふのです。そこで今の輸出転用の問題であります。これは局長御存じの通り、この法律の施行を待つまでもなく、業者の立場から申しますならば、今まで可能な範囲において、最大限輸出に全力を注いでおったということは、御了解願ひたいと思ひます。ここに法律で禁止されたもの、いわば廃品を全部輸出の方に向けて、これによつて業者の立場が救われるということ、通産当局としてもお考えにならないことと思ひます。廃品全部、返品のあるものを全部政府補償をせよ、そういうわずかしい理屈は申しませんが、そういう点は十分御考慮願ひまして、転業の場合、あるいは更生施設の場合の精神的、技術的、物的援助を、あくまでも十分好意を持ってお考えを願ひたい。これを切にお願いいたしておるのであります。

でも、一体こういうものはどういう用途があるんだということが、立法の裏にあるようであります。用途がなくて害があるから禁止してもいいじゃないかという話が、しばしばあるものであります。通産当局としては私の申し上げることを御理解願ひたいと思ひますが、警察の面から考えますと、一応そういう議論も成り立ちますけれども、すべての用品がことごとくはつきり理詰めの上で割り切れるような用途を持つてゐるものではないかもしれません。先般も申し上げたのですが、毎年々々意匠を変え、柄を変えた鏡物やきれいな反物が出てくる。これも、きれいな柄にしてどこに用途があるんだ、こういう意見が出てくるのと同じことであります。業者がその意匠の上に、あるいは製品の上に、日に新たに工夫をこらして新しいものを作つていく。これが大衆の好みに応じ、商品の価値を高めて、これが経済全体の活動を促していくことは、産業活動当然の定石でありまして、しかつめらしくどこに利用価値があるんだということ、一片の悪の面のみを取り上げて取締りの対象にすることは、なかなか問題があるのであります。でありますから、この法案の扱いについて、せつかく警察当局も通産当局も御考慮になつておるのでありますから、一つ立法の目的を十分尊重して、この取締りについては業者の犠牲をできるだけ少くする、つまり法によつて禁止される対象の範囲を、できるだけ狭めていくということをやります。飛び出しナイフについても業者はまことに遠慮がちで、五・五センチ程度にとめてほしい、一般の常識から言えば七セ

ンチぐらいまではよいと思うのであります。業者はそれまで立場を低くしてそういう意思表示をしているのであります。同時に小型ナイフにおきましても、そんなびかびか光るものはいくらでもありますが、これは長い間われわれの社会で愛用され、所持されておるものであります。それが全体警察的な悪の対象になるわけはないといふこともお考え願ひまして、これは実施面における考慮であります。できるだけ適用の範囲を狭くして、同時にまた一面、凶悪な犯罪に用いられるようなものに対する取締りは最も厳密にいたすべきです。今同僚委員の発言にありましたように、法律は作つたが一片の警戒規定に終つてしまつたといふことは意味をなしませんから、凶悪な犯罪に使用されるような大型の飛び出しナイフ、あるいはあいくちにいたしまして、こういうものに対する取締りは厳重にしたいべきです。現在でもすでに十五センチ以上のものは許可を得なければ所持されないことになつておりますが、警察庁の資料を見ますと、十五センチ以上の刀剣類による殺傷事件が六千何百件もある。どういふことか、この資料だけを材料にしてこの法案を判断いたしますと、判断に苦しむのであります。そういう点も一つ御考慮願ひまして、警察、通産両当局において、警察取締りの面と、また業者保護——業者ということは関の業者のみを対象にした意味ではありませんが、こういう点十分御考慮の上、これが法律として施行された場合のお取り扱いについてはぜひともあたたい、好意

ある、そして敵愾なる態度で臨まれんことを切望し、それに対する警察、通産両当局の御意見を伺つて、私はこの案件に対する賛成を終りたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 御趣旨の点は全く御同感でございます、よく了解をいたしました。この法律案が成立いたしましたならば、施行に当りましては、だいまの御趣旨を十分心にくみまして、ほんとうに関係の業者の方々の立場にもなつて、警察といたしましては、目的を達成する最小限度にとどめるように準備をいたしたいと思ひます。また通産省とも十分連絡をとりまして、ただいまの趣旨を達成したいと思ひます。

に移りたいと思ひますが、別に討論の通告もございせんので、討論はこれを省略し、これより採決をいたします。風俗営業取締法の一部を改正する法律案に賛成の諸君は起立をお願いします。

まして、御報告をいたしたいと存じます。

それに対しまして火災危険に対する予防ないし是ういった火災の発生をいたしました場合の措置につきまして、十分の手段が講ぜられてなかつたということでありまして、是ういった不十分古い時代にできました既設の施設に對しまして、法制的にこれを防火構造、あるいは耐火構造に強制手段をもつて改変させる法的手段がございせんので、今日に及んでおるのであります。今日に及んでおるのであります。

という御趣旨でございますか。法的手段がないといふことは、方法がないといふことではないのでございまして、何か名案があれば一つお話を願ひたいと思ひます。

○大矢委員長 次いで風俗営業取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案については先日質疑を終了いたしましたので、本日は直ちに討論

【総員起立】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

○大矢委員長 御趣旨の点は全く御同感でございます、よく了解をいたしました。この法律案が成立いたしましたならば、施行に当りましては、だいまの御趣旨を十分心にくみまして、ほんとうに関係の業者の方々の立場にもなつて、警察といたしましては、目的を達成する最小限度にとどめるように準備をいたしたいと思ひます。また通産省とも十分連絡をとりまして、ただいまの趣旨を達成したいと思ひます。

【総員起立】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

○大矢委員長 御趣旨の点は全く御同感でございます、よく了解をいたしました。この法律案が成立いたしましたならば、施行に当りましては、だいまの御趣旨を十分心にくみまして、ほんとうに関係の業者の方々の立場にもなつて、警察といたしましては、目的を達成する最小限度にとどめるように準備をいたしたいと思ひます。また通産省とも十分連絡をとりまして、ただいまの趣旨を達成したいと思ひます。

【総員起立】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

○大矢委員長 御趣旨の点は全く御同感でございます、よく了解をいたしました。この法律案が成立いたしましたならば、施行に当りましては、だいまの御趣旨を十分心にくみまして、ほんとうに関係の業者の方々の立場にもなつて、警察といたしましては、目的を達成する最小限度にとどめるように準備をいたしたいと思ひます。また通産省とも十分連絡をとりまして、ただいまの趣旨を達成したいと思ひます。

【総員起立】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

○大矢委員長 御趣旨の点は全く御同感でございます、よく了解をいたしました。この法律案が成立いたしましたならば、施行に当りましては、だいまの御趣旨を十分心にくみまして、ほんとうに関係の業者の方々の立場にもなつて、警察といたしましては、目的を達成する最小限度にとどめるように準備をいたしたいと思ひます。また通産省とも十分連絡をとりまして、ただいまの趣旨を達成したいと思ひます。

【総員起立】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

○大矢委員長 御趣旨の点は全く御同感でございます、よく了解をいたしました。この法律案が成立いたしましたならば、施行に当りましては、だいまの御趣旨を十分心にくみまして、ほんとうに関係の業者の方々の立場にもなつて、警察といたしましては、目的を達成する最小限度にとどめるように準備をいたしたいと思ひます。また通産省とも十分連絡をとりまして、ただいまの趣旨を達成したいと思ひます。

【総員起立】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

○大矢委員長 御趣旨の点は全く御同感でございます、よく了解をいたしました。この法律案が成立いたしましたならば、施行に当りましては、だいまの御趣旨を十分心にくみまして、ほんとうに関係の業者の方々の立場にもなつて、警察といたしましては、目的を達成する最小限度にとどめるように準備をいたしたいと思ひます。また通産省とも十分連絡をとりまして、ただいまの趣旨を達成したいと思ひます。

【総員起立】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

○大矢委員長 御趣旨の点は全く御同感でございます、よく了解をいたしました。この法律案が成立いたしましたならば、施行に当りましては、だいまの御趣旨を十分心にくみまして、ほんとうに関係の業者の方々の立場にもなつて、警察といたしましては、目的を達成する最小限度にとどめるように準備をいたしたいと思ひます。また通産省とも十分連絡をとりまして、ただいまの趣旨を達成したいと思ひます。

【総員起立】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

○大矢委員長 御趣旨の点は全く御同感でございます、よく了解をいたしました。この法律案が成立いたしましたならば、施行に当りましては、だいまの御趣旨を十分心にくみまして、ほんとうに関係の業者の方々の立場にもなつて、警察といたしましては、目的を達成する最小限度にとどめるように準備をいたしたいと思ひます。また通産省とも十分連絡をとりまして、ただいまの趣旨を達成したいと思ひます。

【総員起立】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

○大矢委員長 御趣旨の点は全く御同感でございます、よく了解をいたしました。この法律案が成立いたしましたならば、施行に当りましては、だいまの御趣旨を十分心にくみまして、ほんとうに関係の業者の方々の立場にもなつて、警察といたしましては、目的を達成する最小限度にとどめるように準備をいたしたいと思ひます。また通産省とも十分連絡をとりまして、ただいまの趣旨を達成したいと思ひます。

【総員起立】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

○大矢委員長 御趣旨の点は全く御同感でございます、よく了解をいたしました。この法律案が成立いたしましたならば、施行に当りましては、だいまの御趣旨を十分心にくみまして、ほんとうに関係の業者の方々の立場にもなつて、警察といたしましては、目的を達成する最小限度にとどめるように準備をいたしたいと思ひます。また通産省とも十分連絡をとりまして、ただいまの趣旨を達成したいと思ひます。

【総員起立】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

【異議なしと呼ぶ者あり】

ども、御承知のように厚生省の当局にもいろいろあれが起った場合に、事情をお聞きしたのでございますけれども、現状におきましてはそういった産院とか養老院とかという保護施設につきましても、なかなか経済的、財政的裏づけがございせんので、法制的な裏づけをいたしまして、ただそれはそれだけのことであって、国がこれに對する相当の援助措置を講ずるといふことならば別でございますけれども、実情を聞いてみますと、なかなか簡単に参らぬようでありまして、法文を改正していただくについてはもう少し私の方で研究させていただきますという段階でございます。

○北山委員 それはどういふふうに研究するつもりですか。問題は明らかじゃないかと思うのです。たしか市町村の場合でも、現在の法制上において一応命令することはできるが、しかしその際には補償しなければならぬ。補償する金がない。そこで実際はその法律が既存の施設については空文化しているといえますか、おそろく補償してやらしたという例は少ないと思います。その財源を措置すればいいのですから問題は簡単なんです。従つて消防本部としてはそれについて具体的にどのような考えを持っていますか。検討するといつてもどこから金を出すかといふことだけが問題だと私は思うのです。立法は大してめんどうくないことはい。どのように検討しておられますか。

○滝野説明員 国あるいは公共団体がさような施設に對しまして、相当強力な施設改造の財源の裏づけをするといふことは望ましいのでございまして、

その点につきましていろいろ建築関係の方面とも協議はいたしておりますけれども、なかなか予算が通らない。ただ私がヒントを得ておりますのは、東北地方で大きな火事がある。大に烈風のもとで飛び火してやられておる。皆様御承知の通り家屋の状態が木造で可燃物の状態である上に、一番肝心な屋根の構造が全部例のまきぶきといひますか、木をそいだ薄い板で張つてあるのでございまして。それである地方におきましては頼母子講といひますか、そういった共同でもつて資金を出し合つて逐次屋根の改造をいたし、それをトタンぶきにするとか、あるいはかわらぶきにいたすとかいふような、いわゆる共存の互助的な考え方でお互いが金を出し合つて、何年かの間にみんなの屋根を防火的な施設に改造していただくような模範的な地区もあるのでございます。私たちが消防の会議等におきましては、常にそういうことも消防が勧奨するように話をしているのでございます。そういうことも一つのヒントではなからうかと思つておりますけれども、今北山委員がおっしゃるようにちやつと當つたような名案も、ただいま持つておらないような状態でございます。

○北山委員 まさか国家消防本部では病院の改装について頼母子講でやつてもらいたいといふことを考へておるのじゃないと思ひます。もしもそのような頼母子講等で間に合うようなものであれば、政府などは要らないのであります。少くともこの原手力時代に、そのような農村の従来の慣行にヒントを求めようでは、どうも消防本部としては怠慢のそしりを免れない、私も

はそう思わざるを得ない。具体的に予算を要求するとか何らかのういうような財政的な措置について、単に補助金をやるとか、そうでなくともよい、あるいは融資でもよい、低利の融資をするとか、そういうことを積極的に立案をして要求したことが一体消防本部としてはございましてか。

○滝野説明員 消防としてはいろいろやることがあるのでございましてけれども、まず目前の消防力による火災その他の災害の被害減少ということがさしたたつての目標でありますので、消防施設の強化のための補助金あるいは消防隊のそれによります損傷のための補償といふふうなものに對しまして、数年來強く予算要求をいたし、折衝を重ねて来ておるのでございましてけれども、建物を不燃化するとか、あるいは火災に對する強固な防火施設に改装するとかいふ予算は、消防としては要求してはいたないのであります。これはむしろ住宅とかその他の建築物の法令を援う建設省、国土の一部としての建設計画及びこれが全体の施策の推進をいたしますものではないかと思つておるのではありません。御承知の通り建設省におきましても、そういった点は毎年国の補助金の要求を出してあります。御承知の通りさほど大きな予算になつていない現状でございまして。

○北山委員 これは大きな間違ひだと思ふのです。建設省にまかせておいたならば、これはいつまでたつてもできないのです。建設省の防火地帯に對するものは都市計画のほんの一部であつて、農村の先ほどお話をなつたようないふゆる飛び火によつて延焼するやうなものを防ぐやうなところまでは、

農林省だつて建設省だつて政府のどこだつて考へておらない。まことにこれは怠慢なんです。私の聞いているところでは、江戸時代においても、江戸の大火を鎮圧するために、予防するため、草ぶき屋根の改装に對して補助金まで出してゐると聞いております。江戸時代においてすら今よりもずっと進んだ防火政策といひますか、そういう政策が行われておるのです。現在いろいろな文化が進んでおる時代に今のやうな程度では、そして自動車ポンプばかり整備するやうな考え方は、まことに——これは頭の切りかえといひますか、もう少し思い切つて前進をしていただかなければならぬのです。何も国家消防本部がそのやうな建物の改装について、何らかの財源措置なりあるいは融資の方法を考へてやる、もちろんあなたの方消防本部が職域を離脱して余分なことをやつたと、だれも非難する者はないのですから、積極的にやつていただきたいのです。これは消防本部でもやらなければ、おそろくこの役所でもやらなければ、そこで一つ、いかにすれば、今の共同施設の病院とかさういふものもありまして、それ以外のいろんな不完全な、しかも危険が非常に多い施設をすみやかに改装をするこ

とができるか、こういうことについて、もつとも消防本部としては自分の仕事として、積極的に推進をしていただかなければ、何万の通牒を出しても、いつまでたつてもこれは解決しないのです。それからなお伺ひしますが、根本的なこつ病院等の改装は別として、火貯水槽を作るとか、そういうことは

もちろん命令をもつてできると思ふのですが、いかがでございましてか。

○滝野説明員 それはできません。一定規模以上のいわゆる特別な施設、学校とか工場とか興行場とか病院、診療所といふふうには、たぶんございまして、でも、そういったものにつきましては、一定の基準を示しまして、市町村条例でもつて今お説の出ました防火壁とか避難施設とか防火貯水槽を、その規模にふさわしい程度のものを命ずることとはできることになっております。

○北山委員 式場病院のやうな場合には、貯水槽があつたわけですか、なかつたとすれば、これはいづれ当局の監督の不十分の結果貯水槽がなかつた、こういうことになるわけですか。

○滝野説明員 北山委員の今例示されました式場病院のやうな場合におきまして、いかなることを千葉県の市川市消防署がいたしましたか、直ちに監査いたしました調べてみたのでありますけれども、これは毎年秋と春の二回の火災予防週間に査察いたしております。ただその査察の仕方が不徹底でありまして、今お説のやうな貯水槽は明らかに不十分であるという結論を消防署は得ております。私の記憶いたしておりますところによりますと、わずかに十トンか十五トン程度の水しか持つていない貯水槽が三箇所しかなかった。あれだけの大きな施設に對しましてその程度の貯水槽じゃ不十分なのであります。この点を市川消防署は厳重に勧告したとは申しますけれども、なお不徹底であつたといふそしりは免れないのであります。あのとき自動車がかつつけましたときは、非常に知らせが

おそくて、発見したのは明後発見で、行ったときはすでに一面火の海であつたのでありますけれども、それに使います水がわずか五、六分で費消してしまふ、やむなくがけ下のはるか向うから中継で水を運んできて、その間には相当時間が経過してゐるというふうな実情であります。御指摘の点は私非常に残念に思つておるのでありますけれども、そういうふうな類似のケースが今後ぜひあるだろうと思ひますので、こういった特別な施設につきましては、消防上必要な施設、貯水槽とか、人命尊重の立場から必要な非常口とか非常ベルとか、あらゆる点につきまして強く私の方から勧告もし、警告も発しておるような次第でございます。

○門司委員 今の当局の答弁は答弁にならぬと思う。今日の国家消防庁の存在の意義は、そういう問題について消防法が現在のような形になつておるので、法律その他を出す、あるいは補助の予算をとるといふようなことを起案をし、そういう作業をするのが大体今日の消防庁の仕事であると思う。それをするには、基礎的な資料として、さつきから北山君から話されておるようなものが、一応消防庁には集まつていなければならぬ、そういうものを集めないで、ただ漫然と今の消防庁の建前から考へておれば、結局さつきお話のように、どうも草ぶき屋根が多いからトタン屋根に直そうというふうなふうには話は進まぬと思ひます。もう少し消防庁は実態というものの現実を前にして、みずから持つておられます権能を發揮することのために仕事をしてもいいと思ふ。今北山君が心配して

おりますのは、たとえばせんだつての横浜の火事などは約百人を焼死しております。これは養老院に行つておつた人であるからといつても、人であることに間違ひないのであります。同時にこれは天寿を全うさせるための一つの施設であります。そういうところにある非常に気の毒な人が、一つの火事で百人も焼死したという火事はないのであります。もつとも天災地災の場合には別であります。そういう大きな問題が部分的に起つてゐる。しかも火事の実情を見ますと、水利が非常に悪い、あそこの場合は、ありつたけのホースをつないで、五台か七台並べなければ水が出なかつたのでありまして、従つて十台持つていっても結局は一台分の仕事しかしておらない、辛うじて横浜で持つてゐるタンクを全能力をあげて動員して参りましたが、道路が狭いために、一つのタンクに群んできた水をかけてしまへば、自動車が出来違ふことが困難でありますから、一台々減つたやつから減つたやつから水をとりに行つて帰つてくるというところで、何のことはないネズミが回りをぐるぐる回つてゐるというやうなことで十台のポンプが一台の役しかしない。従つてあそこ動員された三十台、四十台のポンプが実際に二台分しか三台分しか働いていないというのが実情であります。

私は同僚諸君の御参考にも供したいと思ひますので、横浜からこの資料を取り寄せてもらいたい。あの実情がどうであつたかという図解をしたのが横浜の消防署にあります。今度の式場の問題も同じであります。今までの間に単にそういう働きが十分でなかつたから、こういうことができたのだということであるならば、やはり法規を変えていくという私は積極性がなければならぬと思ふ。ただ研究してゐるというだけでは私は済まぬと思ふ。それから同時に、これは私別に当局を責めるわけではありませんが、消防に関する件について委員会がお聞きしようとしておりますので、少くとも今日消防庁が持つておられます昨年度一年の火事に対する統計の資料くらいはやはりお持ち願つて、そして現在の消防状態がどうであるというくらいは親切味があつてもいいと思ふ。あなた方にはないわけはない、あなた方にはちゃんとそういう資料はあるのであります。資料があつてそれをここに提出されないで議論してゐるというやうなことはきつめて不見識だと思ふ。もし消防庁にほんとうに誠意があるならば、あなたの方でおしらえになつた消防年表でありまして、年鑑でありますか、あれをお持ち願つて、そして同僚各位に一応御配付願えば日本の火災現状はわかるのであります。そしてその火災現状の中から、私どもは火災をできるだけ少なくすることのために努力するといふことが委員会の義務でもあり、また当局の任務だとも考へておるのであります。従つてこの際当局でこしらへてゐる資料をすみやかに出してもらいたい。そしてぜひ将来火災のないようにしてもらいたい。

もう一つこの機会に私聞いておきたいと思ひますことは、今法律を改正することは考へていないというやうな御答弁でありましたが、これはさつき申し上げましたように非常に不見識である。ああいうものについてはやはり民間において当然やるべきことはやるという嚴重な何らかの形で立法化することが必要ではないかと私は思ふ。もし経済的にそうした団体ができないというならば、防火施設として当該市町村なども優先的にそういうところには貯水槽を置くとか、そういう施設をすることが必要ではないか、それから火災の予防等につきましても、今日の都市計画の中に、やはり火災予防からくる建物自体に対する考え方、私はこの際織り込むべきであると思ふ。現在日本において行われております都市計画の状態は、御存じのように道路の幅を広くするわけにはいかない、従つて火災予防のために鉄筋コンクリートの建築をするために一定区域を区切つて、政府はこれに援助をしてゐるはずである。しかしこの援助は都会の都心地だけでありまして、一般にはなかなか適用されません。これはきまつた地域だけであつてなかなか一般にするわけには参りません。従つてこれらの考え方をもう少し広げて、そして道路が狭隘で火災が起ればどうしようがないといふやうなところには、一つの防火壁的の鉄筋コンクリートの建築物といふやうなものがいられるやうな、また織り込んでいく、そういうことが容易に行われるやうなことが私は考へられるべきであると思ふ。飛び火などもありますけれども、飛び火なども大きな鉄筋コンクリートの建物があればこれで防げるのであります。現実には熱海の火事がこれを物語つてゐる。これはまん中辺にあつた大きな建物が類焼を防いだということが事実であります。これらの例は非常にたくさんあると思ひま

す。それらに対する当局者の態度を、もう少し明確にしておいてもらわれないと、当局は何をしてゐるかわからぬ。当局の怠慢だけで事が済めばいいが、しかし焼け出された者は災難であります。単に当局の怠慢を責めてゐるばかりではありません。私は当局にもう少し慎重に考へてもらつて、一つ消防法の改正なりあるいは消防組織法に欠陥があるならば、これを改正していくといふことが必要ではないか、ことに消防法の二十条でありますか、二十四条あたりに書いてあります。はつきり条文を覚えておられますが、大体二十条台ぐらいたは記憶いたしておられます。この辺に書いてある民間のものをどういふふうに義務づけでいくかといふやうなことの、法の改正が私はこの際必要ではないかといふやうに考へるが、こういう点について当局はどういうふうにお考へになりますか、もう一度一応御答弁を願ひたいと思ひます。

○滝野説明員 ただいまおっしゃいました門司委員の御要求の資料につきましては了承いたしました。後刻直ちにできるだけの資料を提供いたします。それから法的措置について改善策をもつと熱心にやれといふおしかりでございますが、この消防法の根本的な改正はしなければならぬと思つております。できるだけすみやかな機会に国会におかれまして改めていただく。御承知のように根本的な問題は、抽象的には消防法で一応うたつてございますけれども、具体的な措置につきましては市町村条例にのみ譲つておるのであります。これは法律とともにこの条例を再検討いたしまして、すつきりしたものに、全国的に、地方的特色の特

別要らないものなるべく一本にして強い線を出したい、それから御指摘の具体的第五条の点でございしますが、既存のものについては手が差し延べられないからはおくのだ、そういう怠慢といえますか、あきらめのような気持では毛頭ないのであります。あるいはおっしゃいました貯水槽の問題等につきましても、思い切った、そういった多数の人員を収容するようなところにおきましては、必ずこれを法律によって規制するところまでいかなくちやならぬと思っております。法令の改正につきましては、さような考えでありますので、御了承をいただきたいのであります。

それから根本的な問題といたしまして、この消防の施設等につきまして、消防施設の強化のための補助金を出しまして、地方の公共団体ができるだけすみやかに消防に必要な施設を充実させるような施策をとっておりますけれども、それににつきましては、御指摘の水の問題につきましては、非常に嚴重に私の方で申しております、地方ではとかくポンプとかそういう機械をほしがるのでありますけれども、むしろ必要なのはおっしゃいました水であるのであります。これにつきましては、市町村の水の状況を全部調べたものを出さしまして、最も不足している部分につきましては、優先的にこれを補助してやらせるといふような措置を講じております。御指摘の点でさらに消防の法制的な面で改善をしなければならぬということは、私たちも強く痛感いたしておりますので御了承いただきたいと思います。

○北山委員 お気持はわかったのです

が、勘違いしないようにお願いしたいのは、今市町村条例でできていることを法律に置きかえても、問題は解決しないということでありまして、中央の監督権なり指導権、そういう権限の強化ということではこの問題は解決しないのであって、むしろ技術的な問題あるいは財政的な問題、そういう面があると思うのです。そういう点で考えを願いたい。ただ中央の本部が指揮監督権を強化されれば、貯水槽なりそういう施設が改良できるわけじゃないんです。一番難点というのは、市町村がやるうと思っても財源がないということなんです。その財源措置をしてやるということとが、一番の問題だと思っております。政府としての責任だと思っております。そこで金がないといえればそれまでですが、たとえば今度政府は住宅公団に例の火災保険会社から九分という高い利率で金を借りておるようでありまして、この火災保険会社の資金などは、いわば資金コストのない金であります。ただの金であります。ただの金を九分も出して政府が借りるのもどうかと思うのですけれども、とにかくそういう消防と非常に関係の深い資金が、消防本部がばやばやしているうちに、住宅公団の方にとられてしまっているというふうなわけです。ああいう計画も家屋の改造とかそういう問題も含んでおるのでありますから、そこに防火的な意味を含んで、ああいう資金もそういうふうな転用できる道があると思うのです。積極的に工夫すればそういう道はあると思う。そこで私はそういう面において消防本部に御研究願って、まず第一にこのような病院なり寄宿舎なり、そういうもののうちで、どうしてもすみやかに改

造しなければならぬ部分についての融資なりあるいはそういう措置、それに並行した立法手段というふうなものをお考え願いたい。同時に東京でもあるようでありまして、草ぶきの屋根で行くと、密集地帯にもございまして、あれがいかにか危険なものであるかは申し上げるまでもない。あれをいまだにあのままにして置いてあるが、あれこそ強制的に命令して、これに対しては安い金を長期で貸してやればいいんでありますから、そういう制度を大至急お作り願いたい。もしも消防本部がやらなければ、われわれは議員立法でやります。ですから一つそういう面において、この消防法の改正なりいろいろな方法を検討して、すみやかに措置をとっていただきたい。もう数年前からこの委員会でも消防の問題は再々取り上げられておりますが、国の消防行政の担当者として、そういう方向に目を向けていかなければならぬ。この点を強く要望しておきます。

それから消防団員の公務災害補償であります。これについては数年前に各府県に市町村の一部事務組合でもって補償組合ができておるはずであります。その普及状態あるいはその成績はどういうふうになっておりますかお伺いいたします。

○滝野説明員 ただいま北山委員のお話全くりっぱな御意見でございまして、その点に沿ってやりたいと思っております。何も消防関係法令を改正して国の行政機関が強権をもって地方を指揮する、引き回すというふうなことをもって消防の問題は解決されないというお話でございしますが、その通りで

ございまして、そういう意図は毛頭持っておりません。やはり国のあたった気持で、市町村が郷土愛に燃えて運営する消防というものを盛り立ててやるという、そういうものを施策の上で織り込むということが必要であると思っております。法律を改正するとか、予算措置を講ずるといふことも、そういう心がまえで今後ともいきたいと思っております。

次に財政措置についてもっと強くやたらどうか、私たちも明後暮れ地方の消防に用いますいろいろな財源につきまして、地方が苦慮しておることを耳にいたしておるものであります。申しわけのような意味で申し上げるのではありませんけれども、損害保険会社はやはり火災の減少によって利益を得るということは事実でございまして、損害保険会社の共同の機関である損害保険協会にも呼びかけまして、少くとも保険のなくさん集まる都市方面に対して、消防の施設に対しまして金を貸せという趣旨を数年来主張して参っております。国が低利で貸しておる、少くともその程度のものを相当長期にわたり、保険会社にとりましては相当不利になつても貸すように主張して参りまして、今日におきましては、大多数の都市にはまだ至っておりませんけれども、少くとも六大都市につきましては、昨年は一億円の金の低利融資に成功しておるのであります。今年は一億三千万円で、これは自治庁及び大蔵省、これもなかなか難局なんでありまして、けれども、難題を持ちかけましてとうとう許可してくるというところに相なつておるのであります。大都市はそ

れでいいいたしましたけれども、他の都市あるいはいなかの方はどうするか、この問題がまだ残つておるわけでありまして、ただいま北山委員のおっしゃいました、保険会社の方に少くとも低利の融資をさせるという方面は、今後さらに強く進めてみたいと思つております。

消防団員の災害補償につきまして、先年の改正によりまして、市町村公共団体が災害補償義務を負わされたのであります。法律を改正いたしましても先立つものはやはり財政的な裏づけであります。今もって完全な補償ができておるような現状でありませんけれども、その規定を改正していただきます。間もなく、私の方で指導いたしまして、大体各府県単位に災害補償組合ないし災害補償会というふうな共助機関を設けさせるといふふうな相なつておりました。今日におきましては、数府県を除きまして、ほとんどは、数府県を除きまして、ほとんどの県にそういった消防団員災害補償組合——地方自治法による一部事務組合であるものが多いのでありますけれども、そうでないものは消防協会を中心とする消防団員災害補償会というふうなものも設けておりました。大体消防団員一人当り年額五十円ないし百円程度の市町村の掛金によりまして、県内の消防団員が不慮の犠牲になりましたときに、これを補償するといふふうな互助施設をやっておりますが、今日までの成績はよろしいようでございまして、四つか五つの府県でまだできてないところがございしますが、その他の府県は全部できております。これに對しまして、ただ市町村の負担がやはり今の現状におきましては大きいので

でありまして、国から、そういう消防団員の災害の場合の補償をする義務を少しでも軽くしてやるために、消防団員災害補償の補助金を強く要望いたしておりますが、これは水防も同じでございますけれども、まだ実現してないような状況でございます。

○北山委員 先ほど火災保険から低利資金を借りておりましたが、この低利というのは何分でお借りになつてゐるか。それから消防団員の公務災害補償組合が設置されておらない府県が四つあると言いましたが、どういうわけです。それは設置してないか。またそういう府県では一体どういうような補償の方法を考えておるか、それについて重ねてお聞きしておきます。

○滝野説明員 保険会社が市町村の消防のために融資するという利率は年八分でございます。年八分で五方年償還になつております。一年すえ置きということでございます。それから補償共助の組合がまだできてない府県はいかなる理由か、これはいろいろ理由があるのでございますけれども、その一つの理由としては、市町村の、いろいろ財政事情を異にする公共団体が一緒に力を入れてやるのでございまして、市町村と市町村とが、市町村と市町村とが、消防関係で見ました場合に、市の方が負担がやや大きくなるというふうな一面もありまして、県下を打つて一丸とする、そういう組織組織では話がまとまらぬ。これは私たちも催促いたしておるものでありますけれども、こういうものはその地元の話し合いによつてまとまることを希望いたしておりますので、そういう理由がおもなものであります。

○北山委員 いろいろまだお聞きしたいことはございまして、時間もございせんから大体以上で終わりますが、とにかく日本のいろいろな政治の中で、消防というものは非常に重要なものである。これは一つにはやはり市町村にまかせっぱなしに責任を市町村に負わせておるということが一つの原因だろふと思うのですが、この際消防そのものの近代化も必要でございますが、やはり最終の目標というのは火災がなくなることだと思つておる。これをひかひかしたポンプをたくさん備えたり、消防団員がバッチをつけて喜んで、表彰状をもらつて喜んで、そういうふうな方向でなく、もっと一歩先に進んで、根本的に火災予防という問題の合理的な対策を講じ、一般の日本の消防の実態を、ある悪い面を助成するんじゃないで、もっと一歩先へ進んで指導してやる、あるいはいろいろな欠けておる点を補つてやるという気持ちで、もっともつと御勉強願ひたいと思ひます。その他の点につきましては、いずれまたあらためて伺ひたいと思ひます。本日はこれで私の質問を終わります。

○北山委員 簡単に伺ひたいと思ひます。先ほど米同僚の北山委員並びに門司委員からの消防に關します御説は、私もまことにごもっともだと思ひます。ぜひこれは国家消防本部に立法措置なりその他施設の御指導をお願いしたいと思ひますが、これに關連して、同様にぜひ考へていただきたく思ふことは、火災の多い学校、病院その他大きい建物等に関する国家の補助が、多くは木造建築物を対象としておつて、耐火建築すなわち鉄筋コンクリートなどについては、どつちかと申しますと、財政上の理由もあるけれども、これが補助を考慮してない場合もあり、たゞし考慮しておつてもその単価が低きに失するといふような場合で、結局火災の起つたやうな学校、病院、多く火災の起つたやうな学校、病院、こういうものの耐火構造ができることが非常に少い。これは建設省なりあるいは厚生省等の仕事であるかもしれませんが、こういう問題をぜひ、今までの火災原因に徴して、国家消防本部からこれらの当局に、第一助成、補助の問題から考慮すべきものだと思うので、そういう方面に強くお話しを願ひたいと思ひます。一応希望だけを申し上げまして、何か御所見があれば伺ひたい。

○滝野説明員 ただいまの御忠告ついでに拝聴いたしました。その点は今後とも深い関心を持ちまして関係各省にも呼びかけ、そういう系統々々で、監督ないし保護する施設を防火施設に変えていかなければならぬ。文部省のごとく、累年私たちの方で強く要求いたしておるのでありますけれども、現状はなかなかさういふいいない。また厚生省関係におきましてもこれは当り年で、厚生省関係の施設が災いを受けておる。これも厚生省当局を打ちたいといつておるのであります。が、ただいまの御忠告いただきました点は十分考慮いたしまして、今後努力いたしたいと思つております。

○大矢委員長 本件については、他に御質疑がなければ……。

○前尾委員 ちよつと、さつき鈴木君が質問すると言つておつたんですが、今いせんから留保しておいて下さい。

○大矢委員長 それでは質問を留保いたしましたして、本日はこの程度にいたします。

次会は、明日午前十時より理事会を開き、十時半から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

〔参照〕

銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律案（内閣提出）（参議院送付）に關する報告書
風俗営業取締法の一部を改正する法律案（眞鍋儀十君提出）に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕